平成２３年（フ）第４７５９号
東京都府中市住吉町２丁目30―16―207
債務者　村野　文子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７６０号
東京都八王子市上柚木２丁目９―４
債務者　岩間　敏夫
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７６３号
東京都港区白金１丁目25―25―５Ｂ
債務者　佐々木優子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７６４号
東京都杉並区阿佐谷北２丁目６―22―202
債務者　浜崎　英介
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７６５号
神奈川県横浜市保土ケ谷区常盤台86―１―406
債務者　野島　明美
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１３号
横浜市鶴見区下末吉４丁目30番23号　サラハイム201
債務者　菊地　義仁
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２６号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑776番地２　ハイツしおさい201
債務者　毛利美穂子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７号
長野県佐久市下小田切337番地１
債務者　富田　　浩
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第１８９９号
大阪府寝屋川市萱島本町14番10号
債務者　山本　健次
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８９号
横浜市鶴見区矢向６丁目18番５号　神田ハイツ102
債務者　劉　　明淑
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８５号
横浜市中区大芝台12番地９　コーポラス大芝台Ｂ号室
債務者　小林　弘幸
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９号
東京都町田市本町田3549番地３藤の台団地２―25―501
債務者　柳下　昭子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３３２号
東京都武蔵村山市学園３丁目30番地の１第２さつきマンション301号
債務者　弓場　敏雄
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３５２号
東京都府中市清水が丘１丁目３番地の９ハイツ小林602
債務者　角屋敷妙子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３６８号
東京都八王子市裏高尾町391番地３メゾンドプラム102号
債務者　池端　　巌
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部